国別障害関連情報
ジブチ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ジブチ共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害に関する指標 2
2.　障害関連政策 5
　2－1. 障害関連行政制度 5
　2－2. 障害関連法律の詳細 7
　2－3. 障害関連施策の状況 10
3. 国際条約及び国際協力等の実績 20
　3－1. CRPD 批准による対応状況 20
　3－2. マラケシュ条約実施状況 20
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 20
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 20
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 22
4.　障害関連団体の活動概況 24
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 24
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 24
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 25
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 25
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 25
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 26
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 26
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 27
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 28
6. 参考資料 29

表目次

表 1 障害種別の障害率（2019）.....3
表 2 年齢別の障害率（2019）.....4
表 3 居住地域別の障害率（2019）.....4
表 4 ジブチにおける障害関連担当機関.....5

略語表

ANPH	Agence Nationale des Personnes Handicapées	国家障害者機関
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CMI	Carte Mobilité Inclusion	モビリティ・インクルージョン・カード
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
DJF	Djiboutian Franc	ジブチ・フラン
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
RNPH	Réseau National des Personnes Handicapées	全国障害者ネットワーク
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	3,552.7 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	2.50 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	3.8 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	2.1 %	2018 年

人口

総人口	1,168,722 人	2024 年
男性人口比率	49.6 %	
女性人口比率	50.4 %	
都市人口比率	72.9 %	
農村人口比率	27.1 %	
平均余命（全体）	66.0 歳	2023 年
男性	63.5 歳	
女性	68.5 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	12.9%	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	44.4 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	5 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	N/A	
男性	N/A	
女性	N/A	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-13)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）（2024）*World Social Protection Report 2024–26.*
[4] ジブチの教育制度は、小学校（5 年間）、中学校（4 年間）、高校（3 年間）、大学（4 年間）。6 歳から就学する。国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）ウェブサイト（https://www.uis.unesco.org/en/data/sdg4-country-profiles (参照 2026-1-13)）に基づく。

就学率[5]		
初等教育（総就学率）		
全体	99.2 %	2024 年
男子	101.5 %	
女子	96.7 %	
中等教育（総就学率）		
全体	N/A	
男子	N/A	
女子	N/A	
高等教育（総就学率）		
全体	5.2 %	2011 年
男子	6.2 %	
女子	4.1 %	

雇用

失業率（全体）	26.0 %	2024 年
男性	21.8 %	
女性	35.5 %	

1－2. 障害に関する指標

1－2－1. 障害の定義[6]

ジブチ共和国（以下、「ジブチ」と記す。）では、「特別な支援を必要とする者の権利の促進及び保護に関する法律」（2017 年法律第 207 号）において障害の定義が定められていたが、2022 年法律第 151 号により、以下のとおり変更された。変更前は、障害者を「特別な支援を必要とする者」としており、医学モデルに基づく定義となっていたが、変更後は、障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）と同じ定義に変更された。

- **変更後:「2022 年法律第 151 号」第 1 条**

"Personnes handicapées: toutes personnes qui présentent des incapacités physiques, mentales, intellectuelles ou sensorielles durables dont l'interaction avec diverses barrières peut

[5] 初等教育の総就学率は、Ministère de l'Éducation Nationale et de la Formation Professionnelle (MENFOP)（2024）*Annuaire Statistique 2023/2024.*に基づく。同資料によると、2023-2024 年度の前期中等教育の総就学率は 86.7%（男子：90.9 %、女子：82.2 %）、後期中等教育の総就学率は 66.5%（男子：70.0 %、女子：62.7 %）である。

[6] République de Djibouti (2022) *Loi n°151/AN/22/8ème L abrogeant et remplaçant lesdispositions de la loi n°207/AN/17/7ème L relative à lapromotion et à la protection des droits des personnes àbesoins spéciaux*. 及び Jourdnal Officiel République de Djibouti (2018) *Loi n° 207/AN/17/7ème L relative à la promotion et à la protection des droits des personnes à besoins spéciaux.* https://www.journalofficiel.dj/texte-juridique/loi-n207-an-17-7eme-l-relative-a-la-promotion-et-a-la-protection-des-droits-des-personnes-a-besoins-speciaux/（参照 2026-4-1）に基づく。

faire obstacle à leur pleine et effective participation à la société sur la base de l'égalité avec les autres."

「障害者: 身体的、精神的、知的または感覚的な長期にわたる機能障害を有し、これらの障害が様々な障壁との相互作用により、他の者と平等に社会に完全かつ実効的に参加することを妨げられ得るすべての者をいう」

- **変更前:「特別な支援を必要とする者の権利の促進及び保護に関する法律 2017 年法律第 207 号」第 2 条**

"Est considérée personne à besoins spéciaux au sens de la présente loi, toute personne dans l'incapacité d'accomplir totalement ou partiellement une ou plusieurs activités de la vie courante, consécutive à une atteinte permanente ou occasionnelle de ses fonctions sensorielles, mentales ou motrices d'origine congénitale ou acquise."

「特別な支援を必要とする者: 先天的または後天的な原因による感覚機能、精神機能または運動機能の永続的または一時的な障害の結果として、日常生活における一つまたは複数の活動を全面的または部分的に行うことができないすべての者」

1－2－2. 障害に関する統計[7]

ジブチでは、2019年に国家障害者機関（l'Agence Nationale des Personnes Handicapées（以下、「ANPH」という。）の委託を受け、国立統計研究所（l'Institut National de la Statistique de Djibouti）により全国障害調査が実施された。同調査は、ワシントン・グループ短縮質問紙セットに基づく6つの機能領域において困難がある人口を把握するものであるが、約1万世帯を対象としており、全人口を対象としたものではない。

障害者数（2 歳以上）	48,791 人	対象人口の 8.5 %	2019 年
男性		対象人口の 8.3 %	
女性		対象人口の 8.7 %	

表 1 障害種別の障害率（2019）

障害種	障害率（2 歳以上）
見る	4.8 %
聞く	3.7 %
歩く	5.2 %
認知する	4.0 %
セルフケア	4.4 %
コミュニケーション	4.1 %

出所：ANPH (2019)

[7] Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2019) *Enquête Nationale de Prévalence du Handicap a Djibouti.* に基づく。

表 2 年齢別の障害率（2019）

年齢	障害率
2～4 歳	6.9 %
5～17 歳	4.9 %
18～59 歳	7.8 %
60 歳以上	28.0 %

出所：ANPH (2019)

表 3 居住地域別の障害率（2019）

地域	障害率
ジブチ市（Djibouti Ville）	8.7 %
アリ・サビエ州（Ali Sabieh）	13.3 %
ディキル州（Dikhil）	3.5 %
タジュラ州（Tadjourah）	7.7 %
オボック州（Obock）	10.9 %
アルタ州（Arta）	7.8 %

出所：ANPH (2019)

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度[8]

ジブチ国政府は、CRPD 第 33 条に基づく障害者に関する事項の実施・調整を行う機関として、ANPH を設立した。ANPH 及びその地方支部（antennes de l'ANPH）は、全国の障害者の権利を履行するうえで、他の政府部門や民間部門との調整の中心的な役割を果たしている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 4 ジブチにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	国家障害者機関（ANPH）[9]	・大統領府（Présidence de la République）の直轄機関として位置付けられた公的行政機関であり、2018 年に設立された。 ・障害者が社会生活のあらゆる分野において参加・包摂され、平等な機会を得られるよう促進することを目的とし、国家の障害分野における支援サービスの窓口機能、政策調整、意識啓発、人材育成、統計情報の収集等を担っている。 ・理事は 14 名で構成され、大統領府、首相府、国民教育・職業訓練省、女性・家族省、保健省、予算省、通信省、地方分権担当大臣付省、行政改革担当労働省、青年・スポーツ担当国務長官、社会問題担当国務長官事務局、全国障害者ネットワーク[10]、ジブチ女性全国連合、民間セクターの代表から選出される。
2	保健省（Ministère de la Santé）	・全国の医療施設の整備・運営を担い、障害者向けのリハビリテーションサービスの提供や医療機関のアクセシビリティの改善を図っている。 ・言語聴覚士、理学療法士、義肢装具士、リハビリテーション専門医の育成を行うとともに、医療従事者に対し、障害者及びその家族への対応に関する研修を実施している。 ・母子保健を通じて障害の早期発見・早期対応を行っている。
3	国民教育・職業訓練省（ Ministère de	・障害のある児童・生徒の教育機会の確保のため、特別学校（École des Enfants à Besoins Spéciaux）及び専門教育機関

[8] United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) *Initial report submitted by Djibouti under article 35 of the Convention, due in 2014.*（以下、「政府報告」と記す。）及び ANPH (2021) *Strategie Nationale du Handicap 2021-2025.* 及び ANPH (2024) *Revue a mi Parcours de la Strategie Nationale du Handicap 2021-2025.*に基づく。

[9] ANPH（https://www.anph.dj/（参照 2026-4-1））に基づく。

[10] Réseau National des Personnes Handicapées。以下、「RNPH」という。

	l'Éducation Nationale et de la Formation Professionnelle）	の設置・体制整備を行うとともに、一部において通常学校への段階的な統合を進めている。 ・ 障害のある児童・生徒に対応した学校施設の整備、教材の開発並びに教員の養成及び能力強化を行っている。 ・ 障害に応じた職業訓練の拡充を担い、職業訓練校に通う障害のある学生に対する奨学金等の財政支援を行っている。
4	女性・家族省（Ministère de la Femme et de la Famille）	・ 社会問題・連帯省とともに、障害女性を対象とした能力強化プログラムを実施している。 ・ 障害者の手工業製品のプロモーションキャンペーンや見本市への参加を通じて、経済的自立の促進を図っている。 ・ 国民教育・職業訓練省とともに、障害児の就学前教育への統合を推進している。
5	社会問題・連帯省（Ministère des Affaires Sociales et des Solidarités）	・ 社会保護施策の実施を所管しており、障害者の社会保障への統合及び給付・支援制度の調整・改善を行っている。 ・ 特別教育や職業訓練等においても関係機関と連携した財政支援を行っている。
6	行政改革担当労働省（Ministère du Travail Chargé de la Réforme de l'Administration）	・ 障害者雇用に関する制度・規定の整備を通じて就労機会の拡大を推進している。 ・ 公的機関及び民間企業に対し、障害者雇用に関する周知・啓発を行っている。
7	都市・都市計画・住宅省（Ministère de la Ville, de l'Urbanisme et de l'Habitat）	社会住宅における優先配分措置等を通じて、障害者向け住宅の確保を行っている。
8	予算省（Ministère du Budget）	障害関連計画・施策を実施するための予算確保と調整を担っている。
9	青年・文化省（Ministère de la Jeunesse et de la Culture）	スポーツや文化活動、各種イベント等を通じて、障害者の社会参加の促進に関与している。

国内調整委員会設置状況

ANPH は、CRPD の国内調整機関としての役割を果たしている。一方、障害分野の最上位政策文書である「国家障害戦略 2021-2025」の実施を各省庁横断的に調整するため、大統領令 2022 年第 84 号により「国家技術委員会（Comité National Technique）」が設置されており、国内調整の枠組となっている。国家技術委員会は、以下の 2 つの委員会から構成される。

・ 省庁間委員会（Comité interministériel）：首相を委員長とし、予算、教育、保健、社会問題

等を所管する各省の閣僚で構成される。国家障害戦略の方向性の提案、実施状況の監視、資金動員等を担う。

・ 技術委員会（Comité Technique）： 大統領府代表を委員長とし、各省庁の代表、国家人権委員会、全国障害者ネットワーク、国連機関等の技術・財政パートナーで構成される。ANPH が事務局を務め、関係者の動員、役割分担の明確化、進捗報告書の作成等、実務的な調整を担っている。

【地方政府行政】

地方政府（各州や区）における障害分野の担当機関は、ANPH の地方支部である。

ANPH の地方支部は、各行政州に 1 つの地方支部を設置することが定められている。また、首都ジブチ市においては、区（arrondissement）ごとに支部を展開する計画が進められている。ANPH の地方支部が実施する任務は以下のとおりである。

・ 各地域における国家障害者政策の実施
・ 保健、教育、職業訓練、雇用等の支援を受けるための行政手続について、障害者とその家族に対する情報提供及び案内
・ 各種福祉サービスの利用に必要な「モビリティ・インクルージョン・カード（Carte Mobilité Inclusion。以下、「CMI」という。」の発行に向けた生体認証登録及び障害者の把握
・ 障害者の権利保障並びに法令に基づく就労支援の実施
・ 地域の障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）の組織化及び活動調整

地方自治体（県や地方評議会等）には、専用の独立した障害担当部局は設置されていないが、法令上、その権限の範囲内において障害者の権利の保護及び促進に資する施策の実施に協力する責任を負っている。このため、公共施設のアクセシビリティの確保や啓発活動等において、ANPH の地方支部と連携して取組を推進することが求められている。

２－２. 障害関連法律の詳細[11]

憲法第 1 条は、国家が「言語、出身、人種、性別または宗教による区別なく、すべての者に法の前の平等を保障する」と定めている。ジブチ政府は、CRPD 批准後、障害分野の基本法として「特別な支援を必要とする者の権利の促進及び保護に関する法律」（2017 年法律第 207 号）を制定した。さらに、2022 年には同法を廃止・代替する法律を制定し、障害分野の最上位政策文書である「国家障害戦略 2021-2025」を策定するなど、2020 年代に入って以降、法律、法令及び政策の整備を進めている。

[11] Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2022) *Recueil des textes juridiques relatifs à la protection et la promotion des droits des personnes handicapées en République de Djibouti.*及び政府報告に基づく。

法律名	2022 年法律第 151 号(「特別な支援を必要とする者の権利の促進及び保護に関する法律」(2017 年法律第 207 号)を廃止・代替)
施行年	2022 年
概要	2017 年法律第 207 号を廃止し、新たに障害者の権利保護を強化した法律。教育、保健・社会保障、雇用、アクセシビリティ、社会参加、政治参加、司法アクセス、家族生活の保護及び暴力防止等、障害者の権利を包括的に保障している。また、障害に基づく差別の禁止や合理的配慮の定義を明確にし、社会参加を阻む障壁を取り除くための国の責任を規定している。

その他の障害者の権利と関係する主な法律及び法令には以下のものがある。

法律名	国立障害者機関(ANPH)設立に関する法律(2018 年法律第 15 号)
施行年	2018 年
概要	障害関連政策の中核機関として ANPH を設置し、その任務を定めた法律。

法律名	国家障害者機関(ANPH)の組織・運営に関する法令(2018 年法令第 293 号)
施行年	2018 年
概要	ANPH の理事会、長官、各専門局(管理・財務・法務局、調査・計画局、社会統合・リハビリテーション局など)の具体的な構成と役割、予算の仕組みを定めた法令。

法律名	障害者支援基金設立に関する法律(2022 年法律第 168 号)
施行年	2022 年
概要	障害の予防及びケア、障害者の社会経済的統合、危機的状況における緊急対応に関する国家プログラムに資金を提供するための「障害者支援基金(Fond de Soutien Pour le Handicap)」を ANPH の管轄下に設立する法律。

法律名	障害者雇用の特別措置に関する法令(2020 年法令第 294 号)
施行年	2020 年
概要	従業員数に応じた障害者の雇用義務を制定した法令。従業員 50～100 人で最低 1 人、100 人～300 人で最低 4 人、300 人～500 人で最低 7 人、500 人以上で最低 10 人の雇用義務が定められている。また、職場環境の合理的配慮を義務付けている。

法律名	モビリティ・インクルージョン・カード（CMI）創設に関する法令（2020 年法令第 306 号）
施行年	2020 年
概要	障害者に対する生体認証 IC カード「CMI」の発行を定めた法令。CMI による公的医療の無料化、交通機関の割引、教育・住宅への優先アクセス等の社会的恩恵を規定している。

法律名	国家家族連帯プログラムの創設、組織及び運営に関する法令（2015 年法令第 279 号）及びその修正法令（2017 年法令第 96 号）
施行年	2015 年/2017 年
概要	極度の貧困世帯や障害者が 1 名以上いる脆弱な家庭に対して現金給付を行う「国家家族連帯プログラム（Programme National de Solidarité Famille）」の運営について定めた法令。

法律名	国家連帯基金の運営に関する法令（2012 年法令第 231 号）
施行年	2012 年
概要	国家家族連帯プログラム等、国の貧困対策や脆弱層全般を支援するための「国家連帯基金（Fonds de Solidarité Nationale）」を設立する法律。

法律名	労働法（2006 年法律第 133 号）
施行年	2006 年
概要	障害を理由とする雇用の差別の禁止（第 117 条）や、障害のある労働者の定義（第 118 条）など、障害者の就労保護に関する特別規定が含まれている。

法律名	刑法（1994 年法律第 59 号）
施行年	1995 年
概要	障害者への暴力や搾取、非人道的な労働・居住環境に置くことに対する刑罰が定められている。また、精神的または神経精神的（neuropsychique）な障害のある者の刑事責任能力に関する規定を定めている。

法律名	国家障害戦略の 2022-2024 年国家行動計画の採択に関する法令（2022 年法令第 30 号）
施行年	2022 年
概要	国家障害戦略 2021-2025 を実行するための、具体的な 3 年間の行動計画

	（アクション・プラン）を採択し、関係省庁に実行を義務付けた法令。

法律名	国家障害戦略の実行・監視・評価を担う国家技術委員会の設立に関する法令（2022 年第 84 号）
施行年	2022 年
概要	国家障害戦略 2021-2025 の進捗を監視し、各省庁間の連携を調整するための「省庁間委員会」及び「技術委員会」からなる国家技術委員会を設立した法令。

障害者政策

政策名	国家障害戦略 2021–2025[12]
施行年	2021 年
概要	障害分野の最上位政策文書。具体的な実施・調整は ANPH が担い、国家技術委員会が実施・監視・評価を支援する。①サービスの提供と障害者の生活の質の向上、②生計手段へのアクセスの促進、③インクルーシブな社会の構築の 3 つの柱から構成され、「教育」「保健」「雇用」「社会的保護」の 4 つを優先分野としている。

政策名	国家社会保護戦略 2018–2022
施行年	2018 年
概要	社会保護や貧困削減のための国家戦略。すべての国民に対する「社会保護の土台」を確立することを全体的な目標としており、障害者に対する現金給付や雇用支援等について規定している。

2－3. 障害関連施策の状況[13]

① 保健医療

1999 年の保健法（Loi n°48/AN/99/4ème L du 03 juillet 1999 portant Orientation de la politique de la Santé）は、すべての国民の健康への権利を定めるとともに、医療費については無償提供から、国民が資力に応じて負担する制度へと移行する枠組を導入している。一方で、同法第 4 条及び第 5 条においては、障害者を含む脆弱な集団に対し、国家が特別な支援を提供する必要性が規定されている。

2016 年の政府報告によると、政府は 2014 年に導入された国民皆保険制度により、障害者

[12] ANPH (2021) に基づく。

[13] 特に記載のない限り、United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) *Initial report submitted by Djibouti under article 35 of the Convention, due in 2014.*（以下、「政府報告」と記す。）、United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021) *Concluding observations on the initial report of Djibouti.*（以下、「総括所見」と記す。）、ANPH (2021)、ANPH (2024) に基づき記載。

を含む脆弱な人々に対する基礎的な医療サービスの無償提供を保障した。障害の予防及び早期発見に関する取組として、ポリオや髄膜炎等の予防に努め、2014 年の調査では高いワクチン接種率を達成したほか、学校保健サービスを通じて視覚・聴覚障害の早期スクリーニングを実施した。また、2014 年以降、バルバラ病院を拠点として、6,250 人の身体障害者を対象としたプライマリ・ヘルスケア及び地域に根ざしたリハビリテーション支援が展開され、同病院内に義肢装具及び理学療法のセンターが設置された。

しかし、CRPD の国連障害者権利委員会（以下、「障害者権利委員会」と記す。）による総括所見（2021）では、これらの取組を評価しつつも、いくつかの重要な課題が指摘されている。特に、農村部や難民キャンプに居住する障害者、知的・心理社会的障害者、障害のある女性及び女児に対する医療アクセスの不足、並びに医療施設及び情報のアクセシビリティ確保に向けた包括的政策の欠如が懸念された。また、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスの不十分さや、医療における自由かつインフォームド・コンセントの確保、医療従事者に対する権利ベースの研修の不足も課題として挙げられている。加えて、特に農村部における包括的なハビリテーション及びリハビリテーションサービスの不足も指摘されている。

これらの指摘を踏まえ、ジブチ政府は国家障害戦略 2021–2025 において、「質の高い医療の提供」を重点分野の一つとして位置付けた。同戦略では、障害の予防及び早期発見の強化、障害者の自立支援及びフォローアップ体制の構築、並びに医療従事者の能力強化が掲げられている。また、2020 年末に制度化された CMI により、障害者が国立医療機関において無償で治療を受ける権利が明確化された。さらに、2023 年頃には、人工内耳手術への支援や、障害女性を対象とした乳がんスクリーニング、栄養改善に関する取組が実施されたほか、精神保健分野においてもリハビリテーション機能の強化や専門人材の育成が進められている。

しかしながら、2024 年の国家障害戦略中期レビューによれば、依然として保健医療分野には深刻な課題が残されている。具体的には、医療提供体制全体における身体的・精神的ケアの脆弱性、障害者の健康状態に関する追跡の不足、医療機関における物理的アクセシビリティや手話対応等の受入体制の未整備が挙げられる。また、障害の早期発見体制や関連データの不足、障害者に配慮したコミュニケーションや啓発活動の不十分さも課題とされている。

これらの課題に対応するため、国家障害戦略の再調整プラン（Plan d'Action Reajuste）2024–2025 では、既存の医療施設（アリ・サビエ州の病院やタジュラ州のプレハブ施設）へのリハビリテーション機能の統合・設置、専門医療人材（理学療法士、言語聴覚士、義肢装具士、リハビリテーション専門医）の育成、CMI と国民皆保険データベースの連携による医療アクセスの効率化、並びに医療従事者及びソーシャルワーカーに対する障害者接遇研修の拡充等が計画されている。

② 教育

2016 年の政府報告によると、ジブチでは 2000 年の教育法（Loi n°96/AN/00/4ème L du 10 juillet 2000 portant Orientation du Système Educatif Djiboutien）により、すべての子どもに対

する無償かつ義務的な基礎教育が保障される一方で、障害児が通常の教育プログラムに適応できない場合、保護者は就学義務を免除され得る規定が存在していた。また、教育の提供形態としては、インクルーシブ教育の導入よりも、障害種別の特別学校の整備が先行しており、2004 年には聴覚障害者向けの学校、2013 年には視覚障害者向けの学校が首都ジブチ市に設立された。さらに、地方においては、公的な教育体制が十分でない中、アリ・サビエ州を中心に、宗教団体や NGO による聴覚障害者向け学校や知的・発達障害者向け施設が設置され、教育機会の一部を補完していた。

総括所見（2021）では、分離教育が維持されていることや、インクルーシブ教育への移行に向けた明確な政策や期限が欠如していることに対して懸念が示された。また、点字や手話、アクセシブルな教育方法に対応できる教員や支援スタッフの不足も課題とされた。さらに、農村部や難民キャンプに居住する障害児、特に女児においては、教育へのアクセスにおいて複合的な障壁が存在し、就学機会が著しく制限されている点も指摘された。

これらの指摘を踏まえ、ジブチ政府は 2022 年法律第 151 号において、障害児に対し、居住地から最も近い通常学校への優先的な入学の権利を与えることや、教育機関が受入に必要な合理的配慮を提供すること、これらに相反する過去の規定を廃止することを定めた。また、国家障害戦略（2021–2025）において、「質の高い教育への公平なアクセスの保障」を重点分野の一つとして位置付け、取組の強化を図っている。その一環として、2017 年には既存の視覚・聴覚障害児向け教育機関が統合され、自閉スペクトラム症等を含む多様な障害に対応する総合的な教育センター（centre éducatif）が整備された。また、教員養成の面では、基礎教育教員研修センター（Centre de Formation pour les Enseignants de l'Enseignement Fondamental）において 2019 年以降、障害の早期発見や手話に関する研修モジュールが導入され、2022 年以降は専門トレーナーの配置などにより研修体制の強化が進められている。さらに、地方においては、タジュラ州ドーラにおいて安全な水供給や農地支援と組み合わせた学校整備が行われ、視覚障害者の教育機会の確保と家族の定住支援を同時に図る取組が実施された。

しかしながら、2024 年の国家障害戦略中期レビューによれば、障害のある児童・生徒の通常学校への就学は徐々に進みつつあるものの、依然として特別教育施設で教育を受ける体制が中心となっていることが報告されている。また、特別教育を担う教員の数が絶対的に不足しているほか、特に就学前段階における受入体制が未整備である。さらに、地方では交通手段や施設のアクセシビリティの欠如に加え、障害に対するスティグマが就学を阻害する要因となっている。

国家障害戦略の再調整プラン（2024–2025）では、インクルーシブ教育への移行を促進するため、以下の具体的施策が計画されている。

- ジブチ市内におけるインクルーシブ教育のパイロット校の設置
- 点字教材や手話辞典等のアクセシブルな教材の開発・提供
- 就学前教育段階からの障害児の統合の推進
- 学校における障害者スポーツの導入

③ ジェンダー

2016 年の政府報告において、ジブチ政府は、1998 年に加入した女性差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）や「国家ジェンダー政策 2011-2021」をはじめとする女性の権利保護及びエンパワメントのための立法・政策措置は、障害女性にも適用されると説明した。暴力被害者へのカウンセリング、家族計画に関する啓発、マイクロクレジット、識字教育等の女性向けプログラム等の対象に障害女性も含まれていたが、これらは女性全般を対象とした一般的な保障にとどまっていた。

総括所見（2021）では、障害女性が直面する複合的かつ交差的な差別について強い懸念が示された。ジェンダー関連の法律及び政策において障害の視点が欠落していると同時に、障害関連の法律及び政策においてもジェンダーの視点が欠けていることを指摘し、その結果として、特に農村部や難民キャンプに居住する障害女性、知的障害または心理社会的障害のある女性が、公的・政治的活動、雇用、教育、保健等のあらゆる分野において一層疎外されていることが指摘された。また、女性が後見人の同意なしに結婚できないといった差別的法制度の存在や、障害のある女性及び女児に対して女性器切除等の有害な慣行が継続していることについても問題視した。こうした複合的・交差的差別を撤廃し、すべての分野において障害女性のエンパワメントを図るための具体的措置を講じるよう勧告した。

これらの指摘を踏まえ、近年の法制度及び政策には、障害女性に関する視点を明示的に取り込む動きが見られる。まず、2022 年法律第 151 号では、障害のある女性及び女児に関係する規定が新たに明確化された。同法第 2 条では、この法律の基本原則の一つとして「男女の平等」が明記されている。また、第 17 条では、社会的保護及び貧困削減に関する規定において、「特に女性、女児及び高齢者」に対するアクセスの確保が明記され、これらの者を優先的に保護すべき対象として位置付けた。さらに、第 35 条では、障害女性及び障害児が、暴力の被害を受けた女性及び児童の保護、予防及びケアに関する現行の規定の適用を受けることが明記された。

「国家障害戦略 2021-2025」では、「ジェンダーに基づくアプローチ」が独立した戦略的軸として設定され、障害女性に対するより具体的な施策が位置付けられた。そこでは、障害女性の能力及び適性の強化並びに、雇用及び起業の支援が明確な目標として掲げられている。実際の取組としては、2023 年に 25 名の障害女性を対象とした裁縫の職業訓練が実施され、技術習得と収入向上が図られたほか、障害女性及び若者を対象とした起業支援プログラムに 150 名が参加した。また、保健分野においても、障害女性を対象とした乳がんの早期スクリーニングへの誘導・同行支援や、障害児の母親を対象とした栄養不良予防のための食育指導が行われている。

しかしながら、2024 年の国家障害戦略中期レビューによれば、障害女性は依然として、教育及び雇用の両面において男性障害者よりも不利な状況に置かれている。例えば、学校に一度も通ったことがない者の割合は、男性障害者が 36.7%であるのに対し、女性障害者では 53.0%

に達している。また、就労・求職状態にない非労働力（Inactifs）の割合も、男性障害者が 72.8%であるのに対し、女性障害者は 85.1%と一層高い水準にある。加えて、障害のある女性及び女児に対する暴力、特にジェンダーに基づく暴力に関する統計データが著しく不足しており、実態把握や政策立案の基盤が脆弱であることも課題とされている。さらに、障害女性が起業する際に直面する特有の障壁も十分には解消されていない。

こうした課題に対応するため、国家障害戦略の再調整プラン（2024–2025）では、障害女性の能力開発や自己雇用・起業支援に関するプログラムを開発・実施することが計画されている。また、障害女性に対するジェンダーに基づく暴力の防止に向けた取組及び一般社会に対する啓発活動の強化も、今後の重点課題として位置付けられている。

④ 職業訓練・雇用、就労

2016 年の政府報告及び 2019 年の追加回答[14]によると、ジブチ政府は、労働法（2006 年法律第 133 号）第 118 条において障害のある労働者の定義を示し、第 117 条において「障害者は雇用において差別を受けてはならない」と規定していた。また、従業員数に応じて 1%から 5%の障害者雇用を企業に義務付けることや、障害者の労働市場への統合を支援するための基金を設ける構想を示していた。さらに、生計向上及び自立支援の観点から、貧困層向けの小口融資制度において障害者を優先対象とし、公衆電話ボックスの管理（gestion des cabines téléphoniques）[15]や小規模飲食店の運営等、所得創出活動への支援が行われていると報告していた。その後、2020 年法令第 294 号において、従業員 50 人から 100 人の企業で最低 1 人、100 人から 300 人で最低 4 人、300 人から 500 人で最低 7 人、500 人以上で最低 10 人の雇用割当が義務付けられ、未達成企業に対して不足している障害者 1 人につき最低賃金の 10 倍に相当する徴収金（pénalité pécuniaire）が課され、「障害者職業統合基金」に充てられることが規定された。

総括所見（2021）では、障害者の雇用・就労環境に対して複数の深刻な課題が指摘された。まず、公的部門及び民間部門の双方において、また農村部においても、障害者、特に障害女性の失業率が極めて高いことが問題視された。加えて、労働法における障害の定義が、依然として個人の機能障害を強調する医学的アプローチに基づいていること、さらに、職場における合理的配慮の否定が差別として明示的に禁止されていないことも課題とされた。また、2020 年法令第 294 号の雇用割当についても、労働力全体の約 2%程度にとどまり、低すぎると評価された。その上で障害者権利委員会は、労働法を人権に基づくアプローチに沿って改正し、合理的配慮の否定を差別として法的に位置付けること、さらに、雇用割当を引き上げるとともに、障害女性、農村部や難民キャンプに居住する障害者が、開かれた労働市場及び職業訓練にアクセ

[14] United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2019) *Replies of Djibouti to the list of issues in relation to its initial report.* に基づく。

[15] 通信サービスを提供する小規模店舗を指すものと考えられる。ANPH (2024)では、D-Money、Djibouti Télécom、PNUD 等の通信会社が、失業中の若者、特に障害のある若者に対し、通信やモバイルマネー等を扱う改修済みのマルチサービス・ブース（cabines multiservices）を提供し、所得創出活動を支援したことが報告されている。

スできるような政策を策定することを勧告した。

これらの指摘を受け、ジブチ政府は、2020 年法令第 294 号の施行を進めるとともに、「国家障害戦略 2021-2025」において、第 2 の柱として「生計手段へのアクセスの促進」を掲げ、雇用と生涯学習の改善を政策目標に位置付けた。具体的な進展として、まず、大統領主導により障害のある若者のための 150 の公的雇用枠が創設された。また、就労支援体制の面では、国立雇用庁（Agence Nationale de l'Emploi, de la Formation et de l'Insertion professionnelle）に障害者求職者のデータベースが整備されるとともに、ANPH により「障害者に適合した職業マッピング」が作成された。さらに、2023 年には、25 名の障害女性を対象とした裁縫研修や、若者 10 名を対象とした英語研修が実施され、障害者の技能形成が支援された。起業・所得創出活動の支援も強化されており、ANPH がジブチ社会開発庁（Agence Djiboutienne de Développement Social）等と連携し、若者及び女性 150 名を対象に起業支援プログラムを実施したほか、通信会社や国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」という。）と協力し、失業中の障害者の若者に対して改修済みの小型店舗を提供する取組も行われた。

しかしながら、2024 年の国家障害戦略中期レビューによれば、15 歳以上の障害者のうち、実際に就労している者は 12.3%にとどまり、79.4%が就労も求職も行っていない状態（非労働力）にある。障害のない者の就労率は 25.9%、非労働力は 43.7%と、国全体として労働市場への参加が限定的であるが、これと比較しても障害者は著しく不利な状況にある。また、法制度上は雇用割当制が導入されているものの、職場のバリアフリー化等に伴うコストの高さを理由として、民間企業のみならず行政機関においても十分に実施されていない。さらに、同レビューでは、労働監督機関による割当を履行しない事業者の監視体制も人員及び財政の両面で不十分であると指摘している。加えて、採用時の差別やスティグマがなお根強く残っていることに加え、地方ではそもそも民間部門の雇用機会が少なく、障害者に適した職業訓練や、女性を対象とした起業支援が著しく不足していることも課題として報告されている。

こうした課題に対応するため、国家障害戦略の再調整プラン（2024–2025）では、障害者の労働市場への統合を加速させるための具体的施策が計画されている。主な内容は以下のとおりである。

- 商工会議所及び国立雇用庁と連携し、「障害者に適合した職業マッピング」を広く普及させるとともに、合理的配慮を行う意欲のある雇用主との連携を強化すること
- 行政機関及び民間企業向けに、障害者の受入れに関する優良事例ガイド、受入れハンドブック、チュートリアル等のツールを整備し、研修を実施すること
- 官民双方の関係者を巻き込んだ障害者向けの就職フェアを開催すること
- 起業を目指す障害者に対するコーチング体制を構築するとともに、障害者による手工芸品等の販売・広報のための見本市への参加を継続的に支援すること

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

2016 年の政府報告において、ジブチ政府は、極度の貧困層や障害者を含む脆弱な集団を対

象とした社会保障及びセーフティネット戦略を実施していると報告した。具体的には、「国家家族連帯プログラム」の下で、障害者を含む脆弱な家庭に対して四半期ごとに 30,000 ジブチ・フラン（Djiboutian Franc。以下、「DJF」という。）[16]（約 27,000 円）の現金給付が行われていた。また、高等教育へのアクセス支援として、障害のある学生に対し、月額 15,000 DJF（約 13,500 円）の奨学金及びノートパソコンを提供する事業も実施されていた。さらに、自立支援策として、OPD への施設提供や光熱費負担、障害女性へのミシン配布、電話ボックスの管理（gestion des cabines téléphoniques）などの小規模事業に対するマイクロクレジットの優先提供等も行われていた。

総括所見（2021）では、こうした制度や取組が存在する一方で、障害者に対する社会保障及び福祉支援の水準が低いことや、農村部、難民キャンプ及び高齢の障害者が十分にカバーされていないことが指摘された。また、既存の貧困削減スキームにおいて、障害関連の追加的費用が十分に補填されていない点も課題とされた。さらに、障害者の自立生活に必要な、在宅支援、居住型サービス、パーソナルアシスタンス等の支援サービスが不足していることも強く懸念され、これらのサービスの拡充を求めた。

こうした課題に対応するため、ジブチ政府は 2020 年法令第 306 号により CMI 制度を導入し、教育、医療、公共交通等において、障害者が優先的または無償でアクセスできる枠組を整備した。CMI の発行に当たっては生体認証登録が行われており、支援対象者をより正確に特定することが可能となっている。2024 年までに、5,747 名が登録された。さらに、ANPH による社会プログラムとして、電動バイク、車いす、白杖等の移動支援機器の無償配布に加え、ラマダン期間中の食料配布やイード時の衣類配布等、生活を直接支える支援も行われている。

2024 年の国家障害戦略中期レビューでは、特に地方部において生体認証登録を完了していない障害者が多く、支援制度から取り残されていること、社会問題・連帯省と ANPH のデータベースに相互運用性がないため社会保障プログラムの統合が進んでいないこと、障害の種類や程度、脆弱性に応じた支援の調整が十分でないこと、各種支援が個別に設けられているため、利用方法が複雑で分かりにくいこと等が課題として挙げられた。

こうした課題に対応するため、国家障害戦略の再調整プラン（2024–2025）では、社会保障・社会福祉制度の実効性を高めるため、以下の具体的施策が計画された。

- ジブチ市内の各区及び地方部に ANPH の支部を展開し、サービス及び情報へのアクセス拠点を身近な場所に設けること
- ANPH の生体認証データベースと社会問題・連帯省の社会登録システムを連携させ、支援制度の効率化を図ること
- 現金給付、奨学金、その他の社会給付等を一つの統合されたプログラムへ再編すること
- 障害の程度及び世帯の脆弱性に応じて現金給付などの支援額や内容を柔軟に調整すること

[16] 1DJF= 0.898560 円（2026 年 4 月 JICA レート）

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

2016 年の政府報告において、ジブチ政府は、公衆に開放される建物に建築許可を与える際には、移動が困難な人々の状況を考慮することが義務付けられており、その中にはスロープや専用駐車場の設置が含まれると説明した。また、公共インフラに関する入札においても、アクセシビリティ基準の遵守が求められていると報告した。他方で、行政機関の建物のアクセシビリティ基準を満たしているのは一部の新しい公共建築物に限られることを認めていた。

また、2019 年の全国障害調査では、18 歳以上の障害者のうち 65.5%が「自力では公共交通機関に全くアクセスできない」と回答しており、バス等にスロープや昇降設備がないなど、公共交通機関のアクセシビリティにも課題があることが明らかとなった[17]。

総括所見（2021）では、アクセシビリティ規定を実際に履行するための具体的な基準や規則が未整備であり、違反に対する制裁制度や、障害者がアクセス拒否等について申し立てるための苦情処理メカニズムが存在しないことが指摘された。また、建築物や公共施設のみならず、公共交通機関、特に農村部を含めた移動環境全体を対象とする包括的なアクセシビリティ戦略が欠如している点も懸念事項として挙げられた。その上で、苦情処理及び制裁の仕組みを含め、あらゆる分野を網羅する国家的なアクセシビリティ戦略及び法的枠組を整備するよう勧告した。

こうした指摘を踏まえ、2022 年法律第 151 号では、物理的環境及び交通機関への平等なアクセスを障害者の権利として位置付けるとともに、国際基準に沿った国家最低基準の策定及び、これらの基準が守られなかった場合に障害者が利用し得る苦情申立て及び補償の仕組みの導入を義務付けた。また、すべての公共及び民間の交通手段並びにサービスのバリアフリー化や、障害者専用駐車スペースの確保も義務付けられた。

しかしながら、2024 年の国家障害戦略中期レビューでは、法制度が整備された一方で、その施行令が未制定であるため、公共施設や公共交通機関のアクセシビリティは依然として極めて不十分であると報告された。国家障害戦略の再調整プラン（2024–2025）では、物理的アクセシビリティを実際の環境整備に結び付けるため、以下の具体的施策が計画された。

- アクセシビリティに関する法律を現場で適用するため、関係省庁、市役所及び地方評議会等と連携し、施行令を制定すること
- 各省庁において公共施設のアクセシビリティ診断を実施するための予算を確保し、障害者が公平に利用できる行政サービス窓口を整備すること

⑦ 情報アクセシビリティ

2016 年の政府報告において、ジブチ政府は、憲法第 15 条等に基づき、すべての人の情報へのアクセス権が保障されていることを踏まえ、障害者の情報保障に関する取組として、テレビ局に対し、ニュースや討論番組等に手話通訳を付して放送するよう強く奨励していること、また、ジャーナリストに対する手話研修が行われていることを報告した。さらに、公共施設におい

[17] ANPH (2019) に基づく。

ては、音声及び点字による案内を含むユニバーサルデザインの標識の導入が開始されていた。

しかし、総括所見（2021）では、公的に認知された「国家手話」が存在しないこと、点字、手話、わかりやすい版（Easy Read）等のアクセシブルな形式による情報提供が十分でないこと、さらに、それらを担う教員や専門家が不足していることが懸念事項として挙げられた。また、特に視覚障害者及び聴覚障害者にとって、ウェブサイトやテレビチャンネルのアクセシビリティが限定的であることも問題視された。その上で、障害者権利委員会は、聴覚障害者団体を支援して国家手話を開発・公認すること、手話通訳者、点字及び触覚コミュニケーションの専門家を養成すること、さらに国家通信委員会の機能を強化し、すべての障害者にとってウェブサイト及びテレビがアクセシブルとなるよう措置を講じることを勧告した。

これらの指摘を踏まえ、国家障害戦略 2021-2025 では、デジタルアプリケーションやサービスの電子化を活用した情報アクセシビリティの推進が位置付けられた。さらに、2022 年法律第 151 号第 24 条及び第 25 条では、情報通信システム及び電子サービスへの平等なアクセス保障が法的に規定されるとともに、公共施設における読みやすい標識の設置や、手話通訳者、点字リーダー等の人的支援の提供も規定された。また、同法第 42 条では、国営メディア等において、障害者向けの無料放送枠を確保することが定められた。2023 年頃には、デジタルサービスへの安全なアクセスを支援する「モバイル ID」プロジェクトの試験導入や、ANPH の公式モバイルアプリの開発が進められている。さらに、聴覚障害者の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話辞典のデジタル化も進行している。

しかしながら、2024 年の国家障害戦略中期レビューによれば、法制度や政策の方向性は整えられつつある一方で、障害者が日常的に利用する公的情報、行政手続及びオンラインサービス等について、アクセシブルな形式への転換が十分に進んでいないことが報告された。国家障害戦略の再調整プラン（2024–2025）では、情報及びデジタル環境におけるバリアフリー化を具体的に進めるため、以下の施策が計画されている。

- 内務省、市役所等と連携し、一般向けに公開される行政文書について、障害者がデジタル上でアクセス可能な形式とするための啓発及び支援を行うこと
- 手話辞典のデジタル化を進めるとともに、行政機関及び民間企業の窓口担当者や広報担当者を対象とした手話研修を拡充すること
- 障害者の学習及び就労へのアクセス向上に資するオープンソース技術やアプリケーションを特定し、その活用を推進・試行すること
- ANPH のウェブサイト上に仮想図書館を設置し、障害者の情報アクセスを強化すること

⑧ 防災

2016 年の政府報告において、ジブチ政府は、2006 年の「国家リスク及び災害管理政策に関する法律」に基づき、防災及び危機管理を実施していると説明した。リスク及び災害管理は国家の貧困削減プログラムに組み込まれており、干ばつや洪水のリスクが高い地域や、障害者を含む最も脆弱なコミュニティを優先して支援しているとしていた。また、緊急時には難民・被災

者国家局（Office National d'Assistance pour les Réfugiés et Sinistrés）等が食料配布を含む支援を実施しており、OPD と連携しながら対象世帯を特定し、障害者のいる脆弱な世帯を優先的に支援していると報告した。

総括所見（2021）では、防災及び新型コロナウイルス感染症対応における障害者の位置付けについて、重大な懸念が示された。特に、「国家リスク及び災害管理政策に関する法律」が「仙台防災枠組 2015-2030」に十分に整合しておらず、緊急時に障害者を保護・支援するためのインクルーシブかつアクセシブルな防災計画が欠如していると指摘された。また、新型コロナウイルス感染症への即時的及び長期的な対応の策定及び実施に当たり、OPD との協議が十分に行われていなかったことにも強い懸念が示された。その上で委員会は、災害管理法を仙台防災枠組に適合するよう改正するとともに、新型コロナウイルス感染症を含む危機対応及び復旧計画に障害の視点を主流化し、障害者が平等に支援及び情報へアクセスできるようにすることを求めた。

こうした指摘を踏まえ、2022 年法律第 168 号により創設された「障害者支援基金」では、その目的の一つとして、障害者及びその家族が危機または緊急事態に直面した際に、社会的排除を防ぐための即時かつ適切な対応を提供することが明記された。また、仙台防災枠組への適応に向けた取組として、緊急事態及び自然災害時の障害者保護を優先分野の一つに位置付けた新たな災害対応組織計画の導入準備も進められている。

このほか、新型コロナウイルス感染症が障害者に与えた影響に関して、ANPH は 2023 年に調査を実施した。調査対象となった障害者の 84%が危機時に経済的な公的支援を受けられなかったと回答しており、緊急支援が十分に行き届いていない実態が示された。また、障害者は移動の困難さから、危機時に食料や医療を求めて移動すること自体が難しく、極度の貧困と相まって深刻な食料不足に陥りやすいことが指摘された。さらに、携帯電話やインターネットにアクセスできない障害者も多く、一般的なメディアや SNS を通じた緊急情報にアクセスできず、情報面で孤立してしまうという問題も確認された。これを踏まえ、今後の災害やパンデミックにおいて障害者を取り残さないため、緊急時の食糧支援において障害者を優先対象とすること、自力での避難や移動が困難な障害者のための安全な輸送手段を確保すること、電話やインターネットを持たない障害者にも緊急情報が届く代替的かつアクセシブルな情報伝達手段を整備することが提言された。[18]

[18] Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2023) *Enquête de recherche sur l'impact de la crise de la covid19 sur les personnes handicapées.* に基づく。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[19]

ジブチ政府は、2012 年 6 月 18 日に CRPD 及び選択議定書に加入（accession）している。障害者権利委員会に提出した政府報告の提出期限は 2014 年 7 月 18 日であったが、2016 年 2 月 2 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。同委員会からは 2019 年 9 月 27 日に質問事項が提示され、ジブチ政府は 2019 年 12 月 17 日に回答書を提出した。市民団体等から提出されるパラレルレポートは、ジブチ国外の団体から 2019~2020 年に 2 報告が提出されている[20]。総括所見は 2021 年 9 月 14 日に採択された。

3－2. マラケシュ条約実施状況[21]

ジブチ政府は 2013 年 6 月にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）に署名したが、2026 年 4 月時点で未批准である。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組[22]

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）関連政策に関連して、ジブチの「自発的国家レビュー（Voluntary National Review）2025」の作成プロセスにおいて、ANPH は、国家運営委員会及び技術委員会のメンバーとして参加した。また、市民社会組織、民間部門、女性、若者などと並び、障害当事者が協議すべき特定の利害関係者として初期段階から特定され、意見聴取の対象となった。

国連統計局 SDGs 指標データベースにおいて、ジブチの障害に関連する指標として公開されているのは、「障害のある児童のために整備されたインフラ及び教材にアクセスできる小学校の割合」のみであり、0.9%（2023）と極めて低い水準にある。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組[23]

ジブチの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

・ 子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）: 1990

---

[19] United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) (n.d.) *Treaty Body Database: Countries.* https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-3-23）に基づく。

[20] 提出団体と提出時期はそれぞれ World Policy Analysis Center（2019 年 7 月）、Maat for Peace, Development, and Human Rights（2020 年 3 月）であった。

[21] World Intellectual Property Organization（https://www.wipo.int/en/web/marrakesh-treaty（参照 2026-4-2））に基づく。

[22] République de Djibouti (2022) *Examen National Volontaire. Djibouti «Initiative innovante pour une Éducation robuste, un renforcement de la condition de vie des femmes et des filles et un écosystème résistant après COVID 19».*及び United Nations Statistics Division（n.d.）SDG Indicators Data Portal: Country Profiles. https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-4-3）に基づく。

[23] United Nations Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the combined third to fifth periodic reports of Djibouti.*、United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2024) *Concluding observations on the combined fourth and fifth periodic reports of Djibouti.*、及び Center for Human Rights (2026) *Virtual Platform State Reporting on the Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa.* https://www.maputoprotocol.up.ac.za/countries/countries-table（参照 2026-4-1）に基づく。

年 12 月 6 日批准。
- 女子差別撤廃条約（CEDAW）: 1998 年 12 月 2 日加入。
- 人及び人民の権利に関するアフリカ憲章に基づくアフリカにおける女性の権利に関する議定書（以下、「マプト議定書」と記す。）: 2005 年 2 月 2 日批准。

CRC の総括所見（2022）では、障害児の人権保障に関して、以下の点が指摘・勧告されている。
- **差別の禁止及びサービスへのアクセス**：障害児に対し、保健、教育、社会保護サービスへのアクセスを保障するとともに、暴力からの保護のための措置の強化を強く求めている。特に農村部や難民キャンプに居住する障害児のサービスへのアクセスを改善するよう求めている。
- **インクルーシブ教育の推進**：すべての障害児が通常学校において質の高いインクルーシブ教育を受けられるよう措置を講じることを求めている。具体的には、専門的に訓練された教員の配置、アクセシブルなインフラの整備、個々のニーズに応じた教材の提供等が挙げられる。
- **教育格差及び就学前教育への配慮**：無償かつ質の高い初等・中等教育へのアクセスの確保に加え、在宅学習による不平等の是正のため、障害児に対するコンピューターやインターネット環境の整備を勧告している。また、就学前教育へのアクセスにおいても障害児に特段の配慮を求めている。
- **意識啓発**：障害児に対するスティグマや偏見の解消を図り、権利の主体として捉えるよう、政府関係者、一般市民及び家族に対する啓発活動の実施を求めている。
- **意見表明権の保障**：障害児の最善の利益の原則及び発達段階に応じた能力の尊重を政策に組み込むとともに、自らに関わる事項について自由に意見を表明できるよう、障害に配慮した年齢相応の支援を提供することを勧告している。
- **データ収集**：子どもの権利に関するデータの収集に当たり、障害の有無別に細分化したデータを整備し、政策及びプログラムの策定に活用することを推奨している。

CEDAW の総括所見（2024）では、障害女性の人権保障に関して、以下の点が指摘・勧告されている。
- **司法へのアクセスの向上**：地方に設置された裁判所が資金不足により稼働していない状況であることから、首都以外においても司法へのアクセスが確保されるよう、これらの裁判所の稼働を確保することを求めている。また、障害のある女性及び女児がこれらの施設を利用できるよう、アクセシビリティの確保を求めている。
- **暫定的特別措置の導入**：政治、公共及び経済活動、教育、雇用、保健、司法へのアクセス等の分野において、障害女性を含む不利な立場に置かれた集団の平等を加速するための暫定的特別措置（クオータ制、特別奨学金、雇用における優遇措置等）の採用を勧告している。

・**政治及び公的活動への参加**：開発政策や地域プロジェクトの計画、実施、監視及び評価において、障害女性の意思決定過程へのアクセスが限定的であることに懸念を示している。その上で、障害女性候補者に対する政治的リーダーシップの能力強化や適切な選挙資金の提供を通じて、男性と平等な代表性を確保するよう勧告している。
・**経済的エンパワメント**：経済的エンパワメントに関する戦略の策定及び実施において、障害女性の参加を確保するよう求めている。
・**データ収集**：保健インフラのカバー状況や中絶、栄養不良等の健康状態について、障害の有無別に細分化されたデータの収集を求めている。

なお、ジブチ政府は ILO 第 159 号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約）を批准していない。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

日本政府[24]

【無償資金協力】

・ ジブチプロテスタント福音教会職業訓練センター改築計画（草の根・人間の安全保障無償資金協力）（2018 年度）

【日本社会開発基金（Japan Social Development Fund）】

・ ジブチの障がいを持つ児童の社会的包摂のための国際機関経由の支援

他ドナー

【国際機関】

国連人口基金（United Nations Population Fund：UNFPA）、国連児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）、UNDP

・ Advancing the rights of persons with disabilities in Djibouti（2019～2021）[25]

UNDP

・ Soutien aux personnes ayant des besoins spéciaux（2019~2027）[26]

国連人口基金（UNFPA）

・ 障害のある女性及び若者に対し、ジェンダーに基づく暴力及び性と生殖に関する健康と

[24] 外務省（2025）対ジブチ共和国 事業展開計画、ウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html（参照 2026-3-22））及び JICA ODA 見える化サイト（https://www.jica.go.jp/oda/（参照 2026-3-22））に基づく。

[25] Global Disability Fund (n.d.) *Advancing the rights of persons with disabilities in Djibouti.* https://globaldisabilityfund.org/programme/djibouti/（参照 2026-4-10）国連合同プログラム

[26] UNDP (n.d.) *Soutien aux personnes ayant des besoins spéciaux.* https://www.undp.org/fr/djibouti/projets/soutien-aux-personnes-ayant-des-besoins-speciaux（参照 2026-4-10）

権利に関するワークショップを実施 (2020)[27]

国連児童基金（UNICEF）

・ 障害者のケアと受け入れ改善のための医療機関向けワークショップ、OPD への啓発活動、ANPH 職員に対する研修、特別教育を提供する教育センターに対する点字教材提供等を実施[28]

世界銀行（World Bank）[29]

・ Improving Inclusion of Vulnerable Children with Disabilities (2025~)（日本社会開発基金）
・ Djibouti Skills Development for Employment Project (2022~2027)

【二国間援助機関】[30]

Global Disability Summit (2025)によると、ジブチに対する主要な二国間ドナーの中で、「障害インクルージョン」を目的とした政府開発援助を実施した国（2023 年実績）として以下の 3 カ国が挙げられた。

・ スウェーデン：支援総額約 85 万 USD のうち、100%が障害インクルージョンを対象とする。
・ イタリア：支援総額約 108 万 USD のうち、33.3%が障害インクルージョンを対象とする。
・ フランス：支援総額約 3,382 万 USD のうち 1.6%が障害インクルージョンを対象とする（38%の活動のみ評価対象）。

【国際 NGO】

Johanniter Auslandshilfe[31]

ドイツに本部を置く NGO で、1994 年からジブチで活動を実施している。2014~2017 年にかけて、身体障害者とその家族に対して基礎医療と地域に根差したリハビリテーションへのアクセスを改善するプロジェクトを実施した。

---

[27] UNFPA (2020) *Empowering women and young people living with disabilities.* https://djibouti.unfpa.org/en/news/empowering-women-and-young-people-living-disabilities（参照 2026-4-10）

[28] ANPH (2023) *Rapport annuel des activités de l'Agence Nationale des Personnes Handicapées.*及び UNICEF (2023) *Renforcer l'inclusion des personnes en situation de handicap dans les structures sanitaires.* https://www.unicef.org/djibouti/recits/renforcer-linclusion-des-personnes-en-situation-de-handicap-dans-les-structures-sanitaires（参照 2026-4-10）

[29] World Bank Group (2025) *New World Bank Project to Support Children with Disabilities in Djibouti.* https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2025/07/11/new-world-bank-project-to-support-children-with-disabilities-in-djibouti 及び World Bank Group (2026) Djibouti - MID EAST,NORTH AFRICA,AFG,PAK- P175483- Djibouti Skills Development for Employment Project - Procurement Plan (English) https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/099012026030029574（参照 2026-4-10）

[30] Global Disability Summit (2025) *Implementing the Amman-Berline Declaration on Global Disability Inclusion Country briefing note: Djibouti.*に基づく。

[31] 政府報告に基づく。

4. 障害関連団体の活動概況[32]

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
全国障害者ネットワーク（Réseau National des Personnes Handicapées: RNPH）	ジブチにおける OPD の全国ネットワーク組織。ANPH の理事会メンバーにも名を連ねており、地方の障害者を支援するための地域コミュニティの橋渡し役として期待されている。
Vivre Plus Fort	1988 年に設立された、ジブチで最も歴史のある OPD。政策決定者に対する権利保護のアドボカシー活動や、障害者の就職活動の支援、経済的自立を支援するための小規模融資の提供等を実施している。
ジブチ盲人協会（Association Djiboutienne des Aveugles）	2006 年に設立された、視覚障害者を代表する団体。視覚障害者の権利と尊厳に関する啓発、医療・教育・スポーツ等の社会サービスへのアクセス支援を行っている。
地雷負傷者及び傷痍軍人協会（Association des Blessés Invalides des Mines et Mutilés de Guerre）	1992 年のジブチ内戦で負傷し障害を負った人々が集まっており、2014 年から活動を開始した。貧困や非識字の撲滅を目的としている。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Action Handicap	2007 年に設立された、障害者の権利促進と社会的排除の撲滅を目指す団体。一般市民や企業に対する啓発活動、所得創出活動の支援のほか、車いす、介護用ベッド、歩行器等の移動支援機器を提供するプロジェクトを展開している。
Association Trisomie 21	2011 年に設立された団体で、ダウン症（21 トリソミー）の子どもたちを見つけ出し、彼らが社会保障の適用を受け、教育にアクセスできるよう支援することを目的としている。
児童保護センター（Centre de Protection des Enfants）	孤児や脆弱な環境にある子どもたちの支援を行っている慈善団体。聴覚障害児が通う小学校と前期中等学校を運営しており、通学のための移動支援やケアサービス、職業訓練も提供している。

[32] United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) 及び ANPH (2024)に基づき記載。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

各分野において障害者が直面する障壁及びニーズについて、CRPD のパラレルレポート（2019、2020）並びに本調査で実施したヒアリングに対する ANPH の Doualeh Said Mahamoud 総局長（Directeur Général）からの回答（2026 年 4 月 26 日受領）に基づき記載する。なお、パラレルレポートは、2022 年法律第 151 号及び国家障害戦略（2021–2025）の策定以前に提出されたものであるため、一部の記載は 2026 年時点の状況と異なる可能性がある。

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

Maat for Peace, Development and Human Rights（2020）では、国内における精神医療体制が極めて脆弱であることが指摘されている。専門的な精神医療施設が不足しているほか、精神科医も首都の総合病院に勤務する一名のみであるとされており、精神医療サービスへのアクセスが非常に困難な状況である。このため、自他に危害を加える恐れがある精神障害者が、犯罪を犯していないにもかかわらず、家族の要請により刑務所に収容されるケースが報告されている。刑務所内では専門的な精神医療サービスが提供されないため、適切な治療やケアを受けることはできない。適切なケアを提供するため、精神科病院の建設が不可欠なニーズとして勧告されている。

ANPH からの回答 (2026) によると、母子保健サービスとの連携が限定的であることなどから、全国的な障害の早期発見の仕組みは、依然として十分に整備されていない。 また、補聴器や移動支援用具（電動車いす、標準車いす、電動バイク、白杖、義肢装具）の配布支援は行われているものの、地域によって供給が限定的であることや、メンテナンス体制が整備されていないことが課題となっている。そのため、すべての地域において公平に支援を受けられるよう供給量を拡大するとともに、メンテナンス・修理サービスを提供できる体制を整備する必要がある。さらに、医療従事者への研修を強化し、医療施設をユニバーサル・アクセシビリティ基準に適合した包括的な環境を備えることに加え、特に内陸部に理学療法部門を設置するなど、リハビリテーションサービスを発展させることも求められている。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

パラレルレポートでは、障害者が教育を受ける際の障壁として、主として法制度の不備とインクルーシブ教育体制の未整備について指摘されている。World Policy Analysis Center (2019) によると、法制度において障害に基づく教育分野での差別を明確に禁止する規定が確認されておらず、障害児が教育の場において平等に扱われることを担保する法的基盤が十分に整備されていないと指摘されている。インクルーシブ教育を明示的に保障する法制度も確認されておらず、障害児が通常の教育制度の中で他の子どもとともに学ぶ権利が制度的に十分確立されていない。このため、教育機会へのアクセスや教育の質において不平等が生じる可能性がある。一方で、Maat for Peace, Development and Human Rights (2020) によると、政府は特別な教育的ニーズのある子どものための独立したサービスを創設するなど、教育への包摂を促進

する取組を一定程度進めている。しかし、それを支える法的裏付けや体系的な支援体制の整備が課題として残されている。

ANPHからの回答によると、軽度障害のある児童・生徒は通常学校に登録し、他の児童・生徒と同様の教育機会を享受できる一方、視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童・生徒は、通常、特別教育施設に紹介される。しかし、特別教育を提供する施設数は少なく、地域間で大きな格差がある。そのため、専門教職員の配置を拡充するとともに、特別教育施設を全国的に整備し、障害児の教育アクセスに関する地域間格差を縮小することが求められている。また、通常教育においても、現在試験段階にあるインクルーシブ学校モデルを定着させ、より包摂的な教育を促進することが必要である。具体的には、トイレやレクリエーション・スペースの整備、一般教室の物理的アクセシビリティの改善、障害児向け教材の整備、インクルーシブ教育に関する教員研修の強化、スクールバスの導入等を促進する必要がある。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

World Policy Analysis Center (2019)では、障害者の就労に関して、採用や解雇における差別が禁止されている一方で、職業訓練における差別の禁止や同一価値労働同一賃金の保障については、明確な規定が欠けていることが指摘されている。また、間接差別やハラスメントといった現代的な差別形態についても、明示的に禁止する規定が存在していない。さらに、差別を報告した際の報復的措置を防止する規定は存在するものの、収入にかかわらずすべての労働者が利用可能な差別報告手続の運用が求められている。

加えて、労働関連法は職場における合理的配慮提供を義務化しているが、その実施が十分でないため、障害者が就労機会を得た場合であっても、障害者に配慮して職場環境が調整されないことにより、就労の継続や能力の発揮が困難となる懸念がある。

ANPH からの回答によると、2020 年法令第 294 号の制定により、障害者の就労に係る取組は一定程度進展している。しかし、雇用へのアクセス、採用手続、労働環境においては、雇用主の障害に対する理解不足、合理的配慮の未整備、支援体制の不足等の課題が依然として残っている。そのため、障害者雇用に関する規制規定の適用を強化し、採用及び雇用における差別を防止するとともに、インクルーシブな雇用慣行や職場における必要な設備・調整を促進することが求められている。また、職業訓練については、施設・教材等のアクセシビリティの問題や、障害に関する専門的知識を有する指導員の不足等があり、多様な障害種に対応した訓練が十分に提供されていない。特に、障害女性の職業訓練へのアクセスは限定的である。さらに、提供されている訓練が労働市場のニーズと必ずしも一致していないことも課題である。そのため、労働市場のニーズに即した職業訓練プログラムを、多様な障害種に対応した形で整備・提供することが求められている。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

Maat for Peace, Development and Human Rights (2020)では、公共施設や政府サービスへ

のアクセスが十分に確保されておらず、建物やインフラが障害者の利用に適合していないことが指摘されている。また、障害者の能力に応じた交通手段が十分に整備されていないことから、日常生活や社会参加における移動に制約が生じている。このため、道路や公共施設、居住環境を含むインフラのバリアフリー化及び、障害者に適合した交通手段の整備が求められている。さらに、公共サービスへのアクセスを確保するための具体的措置の導入・実施が必要とされている。

ANPH からの回答においても類似する問題が挙げられている。公共交通機関については、バスにスロープや車いす用スペースが整備されていないことに加え、運転手への研修が不足していることなどから、障害者にとってアクセシビリティが十分に確保されていない。そのため、障害者はタクシーを利用して移動することが多く、また、親族の付き添いを必要とする場合も多い。公共建築物についても、多くの建物では設置されているスロープが基準に適合していないほか、エレベーターがない、点字表示や音声案内が整備されていないなど、アクセシビリティ上の課題が残っている。道路・歩道については、一部地域で都市整備の取組が開始されているものの、地区によっては歩道の劣化、障害物、段差等により通行が困難である。また、安全な横断歩道が十分に整備されていないことや、視覚障害者向けの信号・標識が不足していることに加え、交通量が多いことから、障害者にとって移動が困難であるだけでなく、安全上のリスクも高い状況にある。そのため、公共交通機関、公共建築物、道路・歩道、信号・標識等を含む都市環境全体について、アクセシビリティを強化する必要がある。また、運転手、公務員及び一般市民に対し、アクセシビリティに関する意識向上を図ることも求められている。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

Maat for Peace, Development and Human Rights (2020)では、障害者に対する情報保障について、補聴器や白杖、点字システム、ヘッドホン等、障害者の情報アクセスやコミュニケーションを直接的に支える支援機器の不足が課題とされている。政府による支援機器の調達も進められているものの、障害者がこれらの機器やサービスに平等にアクセスできるよう継続的な支援が求められている。また、障害者と接する公務員に対する適切な研修の欠如も指摘されており、障害特性に応じた適切な情報提供やコミュニケーション支援を行うための体制整備が必要とされている。

ANPH からの回答によると、啓発活動の実施やデジタル・視聴覚メディアの利用拡大を通じて、障害者の情報アクセスは漸進的に改善している。しかし、特に保健、雇用、教育分野の公開情報におけるアクセシビリティ対応は限定的であり、点字、音声、手話、わかりやすい版（Easy Read）等、アクセシブルな形式での情報提供も十分ではない。そのため、デジタルアクセシビリティの改善が求められている。併せて、手話通訳者やデジタル・アクセシビリティ専門家の育成も必要である。また、情報やサービスが都市部に集中している一方で、最も脆弱な人々や都市部以外に居住する人々は、情報通信技術へのアクセスにおいて不平等な状況に置かれている。さらに、オンライン手続きは直感的な操作が難しい場合があり、利用に当たって支援を必要と

する障害者もいる。そのため、障害者が適切に情報通信技術を利用できるよう、必要な支援や補助金を提供することも求められている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

Maat for Peace, Development and Human Rights (2020)では、障害女性に特化した政策的措置が十分に講じられていないことが課題として指摘されている。女性への保護措置は、CEDAW やマプト議定書等の女性全般に対する保障の枠組に依拠しているものの、障害特有のニーズを踏まえた対応は限定的である。このため、障害女性が直面する複合的な課題に十分に対応できていない状況にある。

ANPH からの回答においても、女性は教育、雇用、社会参加等へのアクセスにおいて不平等に直面する可能性があり、障害女性はさらに脆弱な状況に置かれやすいことが指摘されている。障害女性は、暴力、虐待、搾取を受けるリスクが高く、保健サービス並びに性と生殖に関する保健サービスへのアクセスが制限される場合がある。

そのため、障害のある女児及び女性に対し、教育、職業訓練、雇用（特に正規雇用）へのアクセスを促進するとともに、ジェンダーに基づく暴力の予防及び保護の強化に向けた取組を進めることが求められている。

6. 参考資料

Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2019) *Enquête Nationale de Prévalence du Handicap a Djibouti*.

Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2021) *Strategie Nationale du Handicap 2021-2025*.

Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2022) *Recueil des textes juridiques relatifs à la protection et la promotion des droits des personnes handicapées en République de Djibouti*.

Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2023) *Enquête de recherche sur l'impact de la crise de la covid19 sur les personnes handicapées*.

Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2023) *Rapport annuel des activités de l'Agence Nationale des Personnes Handicapées*.

Agence Nationale des Personnes Handicapées (ANPH) (2024) *Revue a mi Parcours de la Strategie Nationale du Handicap 2021-2025*.

Global Disability Summit (2025) *Implementing the Amman-Berline Declaration on Global Disability Inclusion Country briefing note: Djibouti*.

International Labour Organization (ILO) (2024) *World Social Protection Report*.

Maat for Peace, Development and Human Rights (2020) *Rights of Individuals with Disabilities in the Republic of Djibouti*.

Ministère de l'Education Nationale Et de la formation Professionnelle (2024) *Annuaire Statistique 2023/2024*.

Ministère des Affaires Sociales et des Solidarités (2018) *Strategie Nationale de Protection Sociale 2018-2022*.

République de Djibouti (2022) *Examen National Volontaire. Djibouti «Initiative innovante pour une Éducation robuste, un renforcement de la condition de vie des femmes et des filles et un écosystème résistant après COVID 19»*.

République de Djibouti (2022) *Loi n°151/AN/22/8ème L abrogeant et remplaçant lesdispositions de la loi n°207/AN/17/7ème L relative à lapromotion et à la protection des droits des personnes àbesoins spéciaux*.

République de Djibouti (n.d.) *National Development Plan 2020-2024 Djibouti ICI*.

United Nations Children's Fund (UNICEF) (2024) *Étude des impacts du changement climatique sur les Enfants vivant avec un handicap en République de Djibouti*.

United Nations Children's Fund (UNICEF) (2025) *Education Without Barriers: Improving access to education for children with disabilities in Djibouti*.

United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2024) *Concluding observations on the combined fourth and fifth periodic reports of Djibouti*.

United Nations Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the combined third to fifth periodic reports of Djibouti*.

United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) *Initial report submitted by Djibouti under article 35 of the Convention, due in 2014*.

United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2019) *List of issues in relation to the initial report of Djibouti*.

United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2019) *Replies of Djibouti to the list of issues in relation to its initial report*.

United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021) *Concluding observations on the initial report of Djibouti*.

UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities (n.d.) *Project Proposal: Advancing the rights of persons with disabilities in Djibouti*.

World Policy Analysis Center (2019) *Djibouti: Constitutional and Legislative Guarantees to Non-Discrimination and Inclusion at Work and School*.

＜ウェブ情報＞

Center for Human Rights (2026) *Virtual Platform State Reporting on the Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa*. https://www.maputoprotocol.up.ac.za/countries/countries-table

Global Disability Fund (n.d.) *Advancing the rights of persons with disabilities in Djibouti*. https://globaldisabilityfund.org/programme/djibouti/

Japan International Cooperation Agency (JICA) (2026) *ODA 見える化サイト*. https://www.jica.go.jp/oda/

Journal Officiel République de Djibouti (2018) *Loi n° 207/AN/17/7ème L relative à la promotion et à la protection des droits des personnes à besoins spéciaux*. https://www.journalofficiel.dj/texte-juridique/loi-n207-an-17-7eme-l-relative-a-la-promotion-et-a-la-protection-des-droits-des-personnes-a-besoins-speciaux/

L'Agence Nationale Des Personnes Handicapées (ANPH) (2025) https://www.anph.dj/

United Nations Children's Fund (UNICEF) (2023) *Renforcer l'inclusion des personnes en situation de handicap dans les structures sanitaires*. https://www.unicef.org/djibouti/recits/renforcer-linclusion-des-personnes-en-situation-de-handicap-dans-les-structures-sanitaires

United Nations Development Programme (UNDP) (n.d.) *Soutien aux personnes ayant des besoins spéciaux*. https://www.undp.org/fr/djibouti/projets/soutien-aux-personnes-ayant-des-besoins-speciaux

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) (2026) *SDG 4*

Country Profiles. https://www.uis.unesco.org/en/data/sdg4-country-profiles

United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) (n.d.) *Treaty Body Database: Countries*. https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx

United Nations Population Fund (UNFPA) (2020) *Empowering women and young people living with disabilities*. https://djibouti.unfpa.org/en/news/empowering-women-and-young-people-living-disabilities

United Nations Statistics Division (n.d.) *SDG Indicators Data Portal: Country Profiles*. https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/

World Bank (n.d.) *World Development Indicators*. https://data.worldbank.org/indicator

World Bank Group (2025) *New World Bank Project to Support Children with Disabilities in Djibouti*. https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2025/07/11/new-world-bank-project-to-support-children-with-disabilities-in-djibouti

World Bank Group (2026) *Djibouti - MID EAST, NORTH AFRICA, AFG, PAK - P175483 - Djibouti Skills Development for Employment Project - Procurement Plan (English)*. https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/099012026030029574

World Intellectual Property Organization (n.d.) *Marrakesh Treaty*. https://www.wipo.int/en/web/marrakesh-treaty

外務省 (2026) *国別約束情報(年度別交換公文(E/N)データ)*. https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html